

---

# 支援ガイドブック

## 2019

---

毎週月曜・木曜 18時～20時

松本市中央公民館（M ウイング）3階

---

ヤングにほんご教室

[young.japanese.class@gmail.com](mailto:young.japanese.class@gmail.com)

---

# 目次

## ヤングにほんご教室って？

活動趣旨	4
関係機関	5
運営委員	6

## ヤングにほんご教室の子どもたち

文化間移動する子ども	9
来日した子ども	10
日本生まれ日本育ちの子ども	11
学習に必要な言語能力	11
その他の課題	13

## ヤングにほんご教室で支援する

外国人児童生徒等の教育を担う支援者の資質・能力	15
一回の支援の流れ	16
子どもとの関わり方	18
日本語学習支援の具体例	21
教科学習支援の具体例	25
学習記録	27
交通費補助	28

参考資料	29
------	----

---

ヤングにほんご教室って？

---

## 活動趣旨

外国につながる子どもたちの中には、日本語の能力が不十分なために基本的な教育が受けられない子どもがいます。学校へ行っても学習に必要な言葉が理解できず授業に取り残され、学力に結びつかない場合もあり、高校へ進学してもサポートがなければ卒業するのが難しい子どもも少なくありません。また、学齢期を過ぎてから来日した子どもたちが、日本語の十分な支援が受けられず、高校進学をあきらめてしまうケースもあります。

わたしたちは、外国につながる子どもたちの言葉や教科の学習を支援することで、彼らが自分自身に自信を持ち、自ら学ぼうとする気持ちや学ぶ力を養うことを目的としています。しかし何より、自らの意思ではないけれど縁あってこの地域に暮らしている子どもたちのそばに寄り添い、彼らにとっての心の拠り所となれるような教室を目指しています。

## 関係機関

ヤングにほんご教室は NPO 法人 CTN (中信多文化共生ネットワーク) が行っている事業のうちの一つで、2011年より活動を行っています。松本市にはヤング以外にも子どもの日本語支援に関わる機関があります。

### 松本市子ども日本語教育センター

CTN が松本市から受託している2つの事業のうちの一つで、主に、外国由来の子どもたちが一日でも早く日本の学校教育を受けられるように、支援が必要な子どものいる学校へ日本語教育支援員を派遣し、初期日本語指導・教科に必要な日本語学習支援を行っています。

### 中信にほんごひろば

CTN の事業の一つで、庄内教室と並柳教室があります。並柳教室ではヤングと同様に小中学生への支援も行っており、また同時に親御さんへの日本語指導も行っています。支援スタッフとして大学生も参加しているため、大学での広報はひろばにもご協力いただいています。

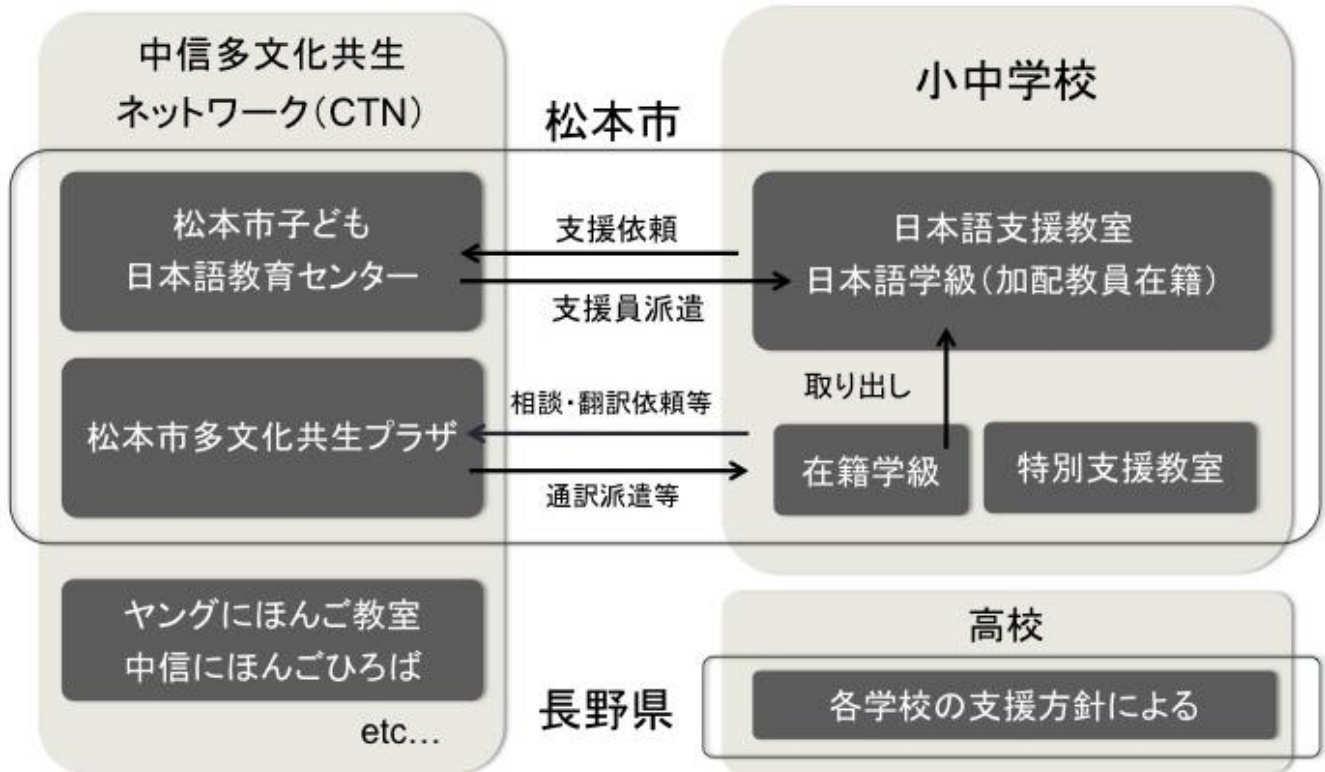
### 松本市多文化共生プラザ

CTN が松本市から受託している2つの事業のうちの一つで、「外国人何でも相談窓口」として活動しています。学習希望者、支援希望者がヤングへの窓口として利用する一方、ヤングで子どもの家庭のサポートが必要になると思われた場合などには、ヤングから他機関への窓口として利用されています。

### 松本市中央公民館 (M ウィング)

ヤングにほんご教室は松本市中央公民館に事業協力をお願いしており、施設やコピー機の利用、広報、問い合わせへの対応等をしていただいています。

## 松本市の小中学校と CTN の連携



\*加配教員:教育上の特別な配慮などの目的で、基礎定数とは別に配置される教員

松本市子ども日本語教育センターの支援員による日本語支援は、子どもの習熟度に合わせて週に1~6時間程度、在籍学級から取り出して行われています。

# 運営委員

運営委員は随時募集しています。

運営	内容	詳細
教室代表	教室統括  学習者・家庭への連絡 公民館との連絡	見学・入会対応(学習者・支援者) 支援のコーディネート 反省会の進行 スタッフミーティングの企画・進行 学習者・家庭への事務連絡 施設予約の依頼 年度末事業実施報告作成 事業協力依頼
学生代表	学生スタッフの統括	CTN 代表との連絡 代表不在時の教室運営(支援のコーディネート、反省会の進行、見学・入会対応)
庶務	支援に関わる書類の作成  備品の買い出し	参加者人数の把握 多文化共生プラザへの参加人数報告(月末) 支援者参加予定表の作成 年間スケジュールの作成 お菓子の買い出し
渉外	教室外との連絡  ガイダンス企画・実施	VOLNET(信州大学ボランティア団体)との連絡 並柳にほんごひろばとの連絡 大学の教室予約・備品準備
SNS 管理	SNS の管理・広報	Facebook・Twitter での広報
企画	イベント企画	Thanks Party・スタッフ懇親会・ スタッフ送別会の企画、実施
会計	会計管理	出納管理 年度末会計報告書の作成 参加費の徴収 交通費補助の精算

ヤングにほんご教室って？

---

会計監査	会計監査	会計の監査
------	------	-------



---

# ヤングにほんご教室の 子どもたち

---

## 文化間移動する子ども

ヤングにほんご教室で支援している子どもたちは、全員がいわゆる「外国人」なわけではありません。日本生まれ日本育ちであっても両親が外国出身者だったり、日本人家庭に育っていても帰国子女だったり、そのアイデンティティや背景・環境は様々です。このように空間的に、また言語的に複数の文化を行き来している子どもたちを、大きくまとめて「文化間移動をする子ども」とか「外国由来の子ども」などと呼びます。

ヤングにほんご教室ではこのような文化間移動をする子どものうち、生活や学習に必要な日本語能力が十分でない子どもたちに対して、日本語支援や教科支援を行っています。

ヤングにほんご教室の子どもたち

### 文化間移動をする子ども

外国籍児童生徒

日本語を母語としない子ども

帰国子女

etc... 外国由来の子ども

日本語で日常会話が十分にできない

学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている

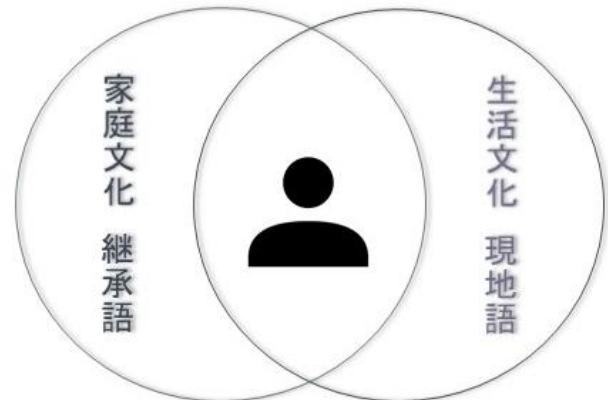
日本語指導が必要な児童生徒

このような子どもたちはしばしば、「来日した子ども」と「日本生まれ日本育ちの子ども」の2つに分けられます。

## 来日した子ども



## 日本生まれ日本育ちの子ども



## 来日した子ども

来日した子どもは自身の文化や言語を持った状態で、異文化である日本へ入ってくるため、文化間の摩擦や言語的な困難の解消が急務となります。また子どもの居場所が母国と比べ極端に減るため、できるだけ多くの人が関わり、子どもが安心できる場所や人を見つけることが必要です。そのような場が確保できない場合、その子どもは自己開示ができず大きなストレスを抱えたり、またそれによって反抗的な態度や反社会的な行動をしてしまったりすることもあります。

### 主な課題

- 母文化・母語の保持
- 学びの連続性の保障
- 生活文化・学校文化への適応

- 「生活するための日本語能力」の習得
- 「学習するための日本語能力」の習得 など

## 日本生まれ日本育ちの子ども

日本生まれ日本育ちで両親が外国出身者であるような子どもの場合、小学校入学時点で日本語の語彙量・文構築能力が日本人家庭の子どもよりも遅れていることが少なくありません。しかし、生活に必要な日本語が話せるために適切な支援が行われず、学習に必要な言語能力が十分に発達しないまま「ちょっと勉強が苦手な子」として大きくなり、小学校高学年や中学生になってから課題が顕在化するケースがみられます。このようなケースの場合、継承語の言語発達も十分でないこともあり、このような状態を「ダブルリミテッド」と呼ぶこともあります。

### 主な課題

- 家庭文化・継承語の保持
- アイデンティティ・自己の形成
- 親子間文化摩擦の解消
- 「学習するための言語能力」の習得 など

## 学習に必要な言語能力

学習に必要な言語能力とは、教科等の学習場面で求められる情報を入力・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力のことをいいます。この能力は生活の中だけで自然に身につくことはあまり期待できません。支援者が教科自体の理解と同時に、そこで用いられている日本語の理解も支援することが必要となります。

子どもたちがつまづきやすい日本語として、具体的に以下のようなものが挙げられます。

## 学習語

例えば語彙に注目したとき、教科学習の中では「比較する」「実験する」のような日常の会話ではあまり使わない「学習語」が頻繁に登場します。学習語は、教科のテストで問題に出されるような専門語（「光合成」「為替」など）とは違い、教員は多くの場合取り立てて意味を説明することがなく繰り返し使用します。また同じ語でも教科によって意味が変わるといった難しさもあり、学習語の習得が自立した教科学習を目指すために欠かすことができません。

## 漢語・複雑な文

下の例文のように、学年が上がると語彙に和語から漢語が増え、また複雑な文（長い主語など）も現れ、内容理解をより一層難しくしています。

- 「モンゴルは中国を征服すると、国の名を「元」と改め、日本も従うようにと、何度も使いを送ってきました。」（小学校 6 年歴史）
- 「フビライ=ハンは中国北部を支配し、都を大都（現在の北京）に移して、国号も元に変えました。フビライが日本に朝貢と服属を要求してきたのは、高麗を征服したのちのことでした。」（中学校歴史）
- ◆ 学習言語能力は決して、文化間移動する子どもたちに限った課題ではありません。日本語のみを母語とする日本で生まれ育った子どもたち（いわゆる「純日本人」）でも、様々な事情から学年相当の学習に必要な言語能力が身につかない場合があります。日本語教育・支援は「外国人のもの」ではなく、日本に暮らす全ての人にとって切り離すことのできない大切な教育なのです。

## その他の課題

### ➤ 子どもが教育を受ける権利を保障する

現在、外国籍の子どもたちは義務教育の対象ではありません。これにより、不就学が見逃されたり、支援体制がないことを理由に入学を断られたりするケースもあります。また、日本語が話せない親のために通訳する、小さい兄弟の世話をしなくてはいけない、など家庭の事情で学校を休みがちになってしまうことも少なくありません。子どもたちが教育を受ける権利を保障するために、子どもたちの環境や制度を整える必要があります。

### ➤ 学齢期を過ぎた子どもたちへの支援

松本市では、生活や学習のための日本語に課題をもつ学齢期の子どもは支援対象として松本市子ども日本語教育センターの支援を受けることができます。しかし一方で、高校生への支援は各学校に判断が委ねられており、支援が適切に行われない場合、生活や学習での困難から高校を中退してしまう例も少なくありません。また、母国で中学校を卒業した後来日した、学齢期を超えている（16歳以上の）子どもたちへの支援の受け皿は未だ整備されておらず、彼らが高校進学を目指すうえでの大きなハードルとなっています。

### ➤ 母語・母文化（継承語・家庭文化）の保持

日本で生活する中で、子どもたちは自らの母語や母文化（継承語・家庭文化）と触れる機会が少なくなってしまうかもしれません。しかし、これらは日本に住んでいるからといって無視できるものではなく、子どもたちのアイデンティティの形成や両親との良好な関係性の保持、また言語による思考能力の向上に大きな影響を与えるものです。文化間移動する子どもたちの支援として今後改善されるべき重要な課題のひとつです。

---

# ヤングにほんご教室で 支援する

---

## 外国人児童生徒等の教育を担う支援者の素質・能力

2018年、日本語教育学会は全国の日本語教育に関わる人へアンケート調査を行い、外国人児童生徒等の教育を担う教員・支援者に必要な資質・能力として、以下の8つの力にまとめました。

### 子どもや課題への働きかけ

#### ➤ 教える力

子どもの実態を踏まえて日本語や教科等の教育を行うことができる。

#### ➤ 育む力

外国人児童生徒等と周囲の子どもがやりとりすることを通して、双方に異文化間の能力を育てることができる。

#### ➤ つなぐ力

よりよい学習環境を整備するために、関連する組織や人々と連携することができる。

#### ➤ 拓く力

異なる立場の人々と協働しながら、外国人児童生徒等の教育を進め、多様性にひらかれた地域づくりに貢献することができる。

### 子どもや課題の理解

#### ➤ 受け入れる力

外国人児童生徒等のもつ多様性を価値あるものと認めることができる。

#### ➤ みる力

文化間移動と発達に関する知識を踏まえて、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。



## ➤ 捉える力

外国人児童生徒等の背景や将来を社会的な立ち位置や、歴史的な流れの中に位置付けることができる。

## 教師自身の成長

### ➤ 進む力

自己の教育・支援活動を振り返り、外国人児童生徒等のことばと学びをより豊かにしようとする事ができる。

ただし、これらはいくまで能力の目安となる枠組みであり、「これができるからいい」「これができないからダメ」という評価軸ではありません。支援者自身が何を目標として支援をし、支援者としてどのような姿を目指すか考え続けることが、何より大切です。

## 一回の支援の流れ

ヤングにほんご教室では、子ども1人につき1回300円を参加費として受け取っています。これは、無料ではなく有料にすることで、子どものヤングでの学習について支援者も家庭も、責任感を持てるようにするためです。受け取ったお金は主に休憩のお菓子代や教材・教具の購入に使用しています。

	支援スタッフ	学習者
17:30	<b>開場・教材準備</b> 最初に来た人は2Fの事務所で受付をし、開場します。事務所の職員さんに4Fの倉庫の鍵を開けてもらい、教材を運んできます。	<b>入室開始</b> 学習の準備をします。

	<p>名札を付け、代表から担当生徒の指示を受けたら、生徒のファイルで前回の支援の内容を確認します。</p>	
18:00	<p><b>着席・支援開始</b></p> <p>支援をしながら学習記録を書きます。 コピーは2F 事務室でできます。 支援中、困ったことや分からないことがあれば周りのスタッフへ気軽に質問してください。</p>	<p><b>着席・学習開始</b></p> <p>中高生 →宿題をした後、テスト勉強など自己の課題に取り組みます。 小学生 →宿題をした後、支援スタッフと相談して課題を決め、学習に取り組みます。</p>
18:30		
19:00	<p><b>休憩</b></p> <p>代表の合図で休憩を始めます。 お菓子を食べながら、子どもたちと話をします。 子どもたちとの距離を縮めることができる大切な時間です。自分が支援している以外の子どもにも積極的に話しかけてみてください。 休憩終了の少し前から子どもたちに声をかけて学習再開の準備をします。</p>	<p><b>休憩</b></p> <p>お菓子を食べたりお話ししたりしながら休憩します。 300円を会計係に渡します。</p>
19:20	<p><b>着席・学習再開</b></p> <p>代表の合図で休憩を終えます。</p>	<p><b>着席・学習再開</b></p>
20:00	<p><b>学習終了・片付け</b></p> <p>代表の合図で学習を終了します。 学習に使用したプリント類はファイルに挟まず、子どもに持ち帰るよう指示します。 学習記録をファイルに挟み、代表へ提出します。</p>	<p><b>学習終了・片付け 帰宅</b></p>
20:15	<p><b>反省会</b></p> <p>支援の中で気になったこと、共有したいこと、相談したいことなどを気兼ねなくはなしてください。</p>	
20:30	<p><b>解散・教材撤収</b></p> <p>解散後、事務室へ使用報告書を提出します。倉庫の鍵を開けてもらい、数名で4F 倉庫へ教材を戻します、月の最終回は、多文化共生プラザへその月の子どもとスタッフの人数を報告します。</p>	

# 子どもとの関わり方

## 何語で話せばいいの？

基本的に支援は全て日本語で行います。ただし、来日間もない子どもへの支援や、日本語では意味が正しく伝わらなかったり、子どもの言いたいことが分からなかったりした場合などには、子どもの母語を使ったコミュニケーションをすることもあります。

生活に必要な日本語能力が不十分な子どもに対しては「やさしい日本語」を使うと、理解されやすくなります。「やさしい日本語」とは例えば、

- 一文に言いたいことを一つに絞る
- 一文を短くする
- 主語と述語を抜かない
- 助詞を抜かない
- 漢語やカタカナ語は和語にする
- 擬態語・擬音語を使わない

などに配慮した文章のことです。しかし、やさしい日本語で話せば必ず伝わる、というわけではありません。大切なのは、子どもの言葉を最後までよく聞いて言いたいことを捉えようとする姿勢と、自分の言いたいことを子どもに伝わるように工夫しようとする姿勢です。

## その日本語おかしくない？

会話の中で子どもたちが「間違っただ」日本語を話すときがあります。そのとき支援者は正しく言い直したり、何が違うのか説明を加えたりして訂正することができます。ただし、すべての間違いを「正しい」日本語に直す必要はありません。それよりも、子どもが何を伝えたいのか、何を求めているのかを

受け取ってあげてください。たとえ正確ではなかったとしても、伝えたい思いが伝わればその子どもの日本語は一つの正解だったということなのです。

ただし、「お前」「~しろよ」など、年上の人や親しくない人へ言うと失礼な言葉を使っていた場合は、「それは大人の人に言ってはいけない言葉です」と注意してください。(失礼だと知らず、子どもたちの会話の中で覚えてしまった可能性もあるので、強く頭ごなしに叱るのは避けましょう)

## これって文化の違い？

「ボールペンで漢字練習?」「話すとき、やけに距離が近いな」など、子どもたちの行動で疑問に思ったり違和感を持ったりすることがあるかもしれません。そのときにすぐ「日本ではしない。おかしいよ」というのではなく、その理由を聞いて、その上で「わたしはこう感じる」「わたしはこうの方がいいと思うんだけど、どうかな?」と意見を交換し合ってみてください。疑問や違和感を「文化の違いだから」と飲み込んでしまう必要はありません。お互いの違いを認め、話し合うことは多文化共生に欠かせない過程です。

## 「勉強したくない」

ヤングにほんご教室は勉強をする場所です。しかし中には勉強をしたがらない子どももいます。その理由はさまざまです。部活で疲れている、学校で嫌なことがあった、勉強が嫌い……。まずは、「どうして勉強したくないの?」と質問し、それからその子どもの話をたくさん聞いてあげてください。ヤングは勉強をする場所である前に、その子ども自身の気持ちを否定されることのない安心できる居場所であってはなりません。

- 
- ◆ 支援者は教員ではありません。支援者と子どもは「子どもを正しい方向へ教え導くべき存在である大人」と「無知で大人から学ぶべき存在である子ども」ではなく、あくまで「わたし」と「あなた」という関係の中でかかわり合い、互いの意見がぶつかったときは、それぞれの望む方向について話し合い、解決策を模索していきます。そのため、支援者は子どもとのかかわりの中で迷い、悩むことも少なくありません。そんなときは、いつでもまわりに相談してください。一人で抱え込むことは、子どもにとってもあなたにとっても、とても危険なことです。そして、もしスタッフの誰かが悩んでいたら声をかけて、その悩みを教室全体に共有してほしいと思います。

## 日本語学習支援の具体例

ヤングにほんご教室の支援の中で、「日本語を教える」ことは、「日本語が話せない人に日本語を教える」ことに限りません。子どもの日本語能力に関わらず、支援の中で日本語の言葉や文型・漢字などについて教える場面は必ずあります。ここでは、分からない日本語を子どもが正しく理解し、使えるようになるための支援の具体例を紹介します。

### 「〇〇って言葉の意味わかる?」「・・・わかんない」

言葉の意味を説明するときは以下のような方法を使うことができます。

- 絵を描く
- パントマイム・ジェスチャー  
「暑いですね(手で顔をあおぐ)。見てください。“手であおぎ”ます。」
- 場面や脈絡を提示する  
「誕生日です。プレゼントをもらいました。“うれしい”です」  
「みんなでゲームをします。“たのしい”です」
- 辞書で調べさせる
- 実物を見せる
- 言葉の定義を説明する
- 子どもの母語に訳す
- 同義語・反対語を示す  
「“終了”は終わりです、と同じ意味です」
- 漢字の意味から示す  
「“合同”は、合わせたら同じになる形のことです」

意味を導入するときは、言葉の意味をただ与えるのではなく、上記のような方法を使いながら子どもに意味を推測させることで理解へつなげることも効果的です。

### 「〇〇って言葉の意味わかる?」「たぶん…」「なんとなく…」

意味を説明した後や、子どもが正しく意味を理解しているか不安な時は、以下のような方法で本当に分かっているかどうか確認することができます。

#### ➤ 実物や絵を使う

「(絵をかいて)これとこれ、どちらが“茎”ですか」

「(葉の輪郭を描いて)ここに“葉脈”を描いてください」

「自分の足の“関節”に触ってみて?」

#### ➤ パントマイム・ジェスチャーをしてもらう

「このペンを“こすって”ください」

#### ➤ 子ども自身や子どもに関係することについての質問をする

「〇〇さんはいつ“楽しい”ですか」

「〇〇さんの国で“災害”はあった?どんな“災害”だった?」

#### ➤ 言葉について、はい・いいえで答えられるようなクイズをだす

「“光合成”は夜、しますか」

#### ➤ 子どもから意味を説明してもらう

「“輸入”を先生に教えてくれる?」

### 「〇〇って言葉の意味わかる?」「わかるよ。聞いたことある。」

学習の中で登場する言葉の多くは、読んで(聞いて)意味が分かればひとまず問題ありません。ただし、生活の中や日記や説明文などでよく使うような言葉は、練習をして「知っている」から「使える」を目指すのが望ましいです。

➤ リピート練習

支援者の発話の後に続けて言ってもらおう

➤ 学習した言葉を使った文づくり

「“修理する”を使って、文を作ってください」

➤ 場面に合わせた文づくり

支「みんなにきれいに並んでほしいとき、何て言う？」

子「みなさん、“整列し”てください!!」

➤ 文の一部を与える文づくり

支「クラスの友達のおかげで”・・・?”」

子「クラスの友達のおかげで、学校が楽しくなりました」

## 「“強制的に労働させられた”」「“させられた”・・・？」

文型の説明をするときは、言葉のときと同じようにして意味を説明することができます。

➤ 絵を使う

➤ パントマイム

➤ 場面や脈略を提示する

➤ 子どもの母語に訳す

ただし、文型はその意味と同時に使い方を説明することも重要です。

➤ いつ使う？

友達と話すとき/先生と話すとき/人前で話すとき/説明する文章を書くとき/うれしい気持ちのとき/いやな気持ちのとき など

➤ どうやって使う？

一緒に使える言葉・使えない言葉/動詞の活用 など



文型や文の細かなニュアンスを表す言葉を正しく、かつ詳しく、さらにわかりやすく説明することは資格をもった日本語教師であっても決して簡単なことではありません。支援者は文型について完璧に全てを教えようとはせず、まずはやさしい日本語でその文の意味するところを伝え、その上で「他にはこんなふうを使うよ」といくつか例文を提示するといいでしょう。

## 「この漢字わかる?」「知らない」「見たことはあるけど読めない」

国で定められた常用漢字は約2000字。その漢字それぞれにいくつもの読み方があります。日本語能力が十分でない子どもたち(特に非漢字圏から来日した子どもたち)にとって、漢字の学習は大きな負担です。子どもに「わからない漢字は全て読み書きできるようにしないと!」と厳しく指導しすぎてしまうと、漢字への抵抗感を強め、子どもたちがより一層漢字の学習を嫌がるようになってしまう場合もあります。「漢字ってたくさん覚えなくちゃいけないで大変だよね」と、漢字という高い壁に立ち向かわなければならない子どもたちの気持ちに寄り添いながらも、支援者が考える漢字の面白さ・便利さを伝えていってほしいと思います。

支援の際には、以下のようなことを確認してみてください。

### ➤ その漢字が持っている意味

漢字自体が持つ意味を知ることによって、子ども自身が知らない漢語に出会ったときに漢字の意味から言葉の意味を推測できるようになります。そのことが分かると、「ひらがなだけでいいじゃん!」という子も「漢字があった方が分かりやすい」と言ってくれるようになります。

また、その漢字の成り立ちなどを説明することで、記憶の助けになったり、漢字への興味を持つ機会になったりすることもあります。

### ➤ バランス・書き順

特に小学生の支援では、止め・はね・はらい、漢字の角を丸く書いていないか、マスに収まっているか、といった点をチェックする必要があります。ただし前述のとおり完璧主義は禁物です。漢字の形が少し崩れていたり、書き順が少し違っていたりするのをひとつひとつ全て訂正する必要はありません。

### ➤ その漢字が使われている語彙

“発”：発言・発話・発売・発音・発電・発表・発熱・・・

漢字一つを単独で学習するのではなくその漢字が使われている語彙を知ること、その漢字のイメージを捉えやすくなったり、新しい言葉を覚えることにつながったりします。言葉の字だけを見せてその意味を子どもに推測してもらうのも効果的です。

## 教科学習支援の具体例

日本語の力が十分ではない子どもの場合、その教科の内容自体が分かっていないのかそれとも日本語が分かっていないのか、(もしくはその両方なのか)を見極める必要があります。以下のような点に注意して支援を進めていきましょう。

### 問題文が正しく読み取れているか

#### ➤ 言葉の意味が分かっているか

まずは問題文を音読し、一つ一つの言葉が正しく理解できているか確認しましょう。

➤ 何を答えるかが分かっているか

「なんですか」「どうしてですか」「記号で答えましょう」など、何をどう答えるかが分かっているか、確認しましょう。また、答えるときに「ですます」を使わず、普通体で答えることも伝えましょう。

➤ 文章全体の言いたいことが読み取れているか

言葉はわかるけど何を聞かれているのかいまいちわからない…というときは、支援者が分かりやすく言い換えて理解を促します。数学の文章題では文にあわせて支援者や子ども自身が図を描くのも有効です。

## 英語が話せれば英語の勉強はしなくていい？

英語が話せることと、英語を読んで日本語に訳せることは同じではありません。英語が母語（もしくは母国ですでに勉強済み）だったとしても、英語の語彙や文をどんな日本語に訳すかを学ぶ必要があります。また、母国で英語が頻繁に使われていると、母語でなくても子ども自身が「英語はできる。わかる」と自信を持っていることがあります。しかし実際には、英語自体の知識が不十分なことも少なくありません。子どもの「できる」を鵜呑みにせず、本当にできるのか確かめることが大切です。

# 学習記録

学習記録は、子どもたちの学習を積み重ねるうえで重要なものです。特に次回復習や確認をするべきことは忘れずに記載してください。また、支援に入る前に前回の内容を必ず確認するようにしましょう。

## <学習記録フォーマット>

### 学習記録

月 日 ( ) 学習者 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

教科	内容	使用教材 (ページ)	生徒の理解・様子
子どもの悩み・人間関係等 気になったこと			

#### 支援実施内容 (次回)

教科	内容	支援の注意点・引き継ぎ事項
次回 確認すること		

## 交通費補助

支援スタッフの負担削減、継続的な参加のため、交通費の補助を以下のように行っています。ただし、今年度の実施状況によって次年度以降の内容が一部変更される場合もあります。

1. 交通費は公共交通機関による実費、教室運営中の駐車料金について支給します。
2. 支給の上限金額は公共交通機関利用料、駐車料金、ともに400円とします。
3. 徒歩や自転車等で参加が可能な支援スタッフについては、基本的に交通費を支給しません。ただし雨天、怪我等、やむを得ない事情があった場合、支給します。
4. 公共交通機関による交通費の清算をする際は交通費精算書（別紙）にその内容を記入した後、その場で返金を受け、領収印を記入します。
5. 駐車料金の清算をする際は、領収書を提出し交通費精算書（別紙）にその内容を記入した後、その場で返金を受け、領収印を記入します。
6. 交通費支給は2018年11月1日からの費用について行います。
7. 交通費支給予算は公共交通機関利用分、駐車場利用分あわせて40000円とし、予算を超えた場合には支給を行いません。
8. 交通費支給は本人からの希望がある場合にのみ行います。

---

## 参考資料

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」

文部科学省初等中等教育局国際教育課「外国人児童生徒受入れの手引き」平成 23 年 3 月 22 日発行

斎藤ひろみ「外国人児童生徒のための支援ハンドブック」凡人社

バトラー後藤裕子「教科学習を支援する年少者日本語教育と教員養成」資料,2018.7.14

石毛直道「社会6 小学校社会科」光村図書出版

「社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の歴史」帝国書院

日本語教育学会「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」2018 (<https://mo-mo-pro.com/pdf/201904.pdf>)

愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室「やさしい日本語の手引き」2013 年（平成 25 年）2 月 発行

本井昇「教育実習生のための外国語教授法第 4 版」英国国際教育研究所

---

ヤングにほんご教室  
Facebook ページ

